

大衡村奨学金返還支援補助金交付要綱

令和 7 年 5 月 1 4 日 公 布

令和 7 年大衡村告示第 7 9 号

(趣旨)

第1条 この告示は、奨学金の返還を支援することにより、安心して教育を受けることのできる環境をつくるとともに、本村への若者の移住定住及び地元就職の促進を図るため、奨学金の返還金に対し、大衡村奨学金返還支援補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することに関し、大衡村補助金交付事務取扱要領(平成15年大衡村告示第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大学等 (大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校を含む。)をいう。
- (2) 事業所等 事務所、事業所、工場、施設等をいう。
- (3) 基準日 補助金交付申請日が属する年の1月1日をいう。
- (4) 就業 大学等を卒業後、宮城県内の事業所に就業していること又は独立して自ら事業を営んでいることをいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業又はこれに類似する事業を除く。

(補助対象となる奨学金等)

第3条 補助金の対象となる奨学金等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人 日本学生支援機構第一種奨学金
- (2) 独立行政法人 日本学生支援機構第二種奨学金
- (3) その他村長が認める奨学金等

(補助金の受給要件)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)の適用を受ける者)又は独立行政法人の職員以外の者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大学等に進学し、在学中に前条の奨学金等の貸与を受けた者
- (2) 月賦、半年賦又は年賦により奨学金等の返還を遅滞なく行っている者
- (3) 補助金交付申請年度の4月1日において満30歳未満の者
- (4) 基準日から補助金交付申請日までの間引続き村内に住民登録があり、現に居住している者で交付申請日から5年以上本村に居住する意思がある者及び県内で就業している者
- (5) 本村及び従前の居住地において村税等を滞納していない者
- (6) 奨学金返還に関する他の補助事業等の支給を受けていない者
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者

(補助金の算定対象期間及び交付対象経費)

第5条 補助金の算定対象期間は、補助金の交付を申請する前年度の1年間とする。

2 交付対象経費は、当該期間に返還した額(繰上げ返還等による奨学金の返還額を除く。)とする。

(補助金の額及び対象期間)

第6条 補助金の額は、交付対象経費に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、20万円を上限とする。

2 補助の対象となる期間は、補助金の最初の交付を受けた年度から起算して継続する5年以内とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大衡村奨学金返還支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 住民票
- (2) 奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証する書類
- (3) 申請日までの奨学金等の返還額を証する書類の写し
- (4) 奨学金等の全体返還計画を確認することができる書類の写し
- (5) 村税等の納税証明書又は非課税証明書
- (6) 事業所等から交付される労働条件通知書又は就労証明書(様式第2号)。

ただし、個人で事業を営むものであっては、自らの業を営むことを証する書類とし、事業専従者に該当するものであっては、所得を証明する書類とする。

2 交付申請の時期は、毎年度6月1日から6月末日までとする。

(補助金の交付決定)

第8条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、大衡村奨学金返還支援補助金交付・不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に審査結果を通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条に規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、補助金の交付を請求しようとするときは、大衡村奨学金返還支援補助金交付請求書(様式第4号)を村長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 村長は、交付決定者が提出した書類に虚偽その他不正があったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 村長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取消した場合は、大衡村奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 村長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、大衡村奨学金返還支援補助金返還命令書(様式第6号)により、交付決定者に補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

大衡村長 殿

(申請者) 住 所 大衡村

氏 名

電話番号

生年月日

大衡村奨学金返還支援補助金交付申請書

大衡村奨学金返還支援補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

また、手続きに際し必要となる公簿等を閲覧されることに同意します。

補助金申請額	金 円（千円未満切り捨て）※上限 20 万円
奨学金等の名称	
奨学金等の返還期間	年 月 日 ～ 年 月 日
補助金申請区分	☐ 1 年目 ☐ 2 年目 ☐ 3 年目 ☐ 4 年目 ☐ 5 年目
補助金算定対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日
補助金交付対象経費	金 円
添付資料	☐ 住民票 ☐ 奨学金貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証する書類の写し ☐ 申請日までの奨学金の返還額を証する書類の写し（預金通帳、領収書の写し等） ☐ 奨学金等の全体の返還計画を確認することができる書類の写し ☐ 村税等の納税証明書又は非課税証明書 ☐ 事業所等から交付される労働条件通知書又は就労証明書（様式第 2 号）。ただし、個人で事業を営むものであっては、自らの業を営むことを証する書類とし、事業専従者に該当するものであっては、所得を証明する書類
備考	

(誓約)

- 1 私は、交付申請日から引き続き 5 年以上、大衡村に居住することを誓約します。
- 2 大衡村奨学金返還支援補助金交付要綱第 4 条第 6 号に規定する奨学金返還に関する他の補助事業等の給付を受けていないこと及び今後も受けることがないことを誓約します。
- 3 提出した書類等に虚偽その他不正があったときは、交付を受けた補助金を返還します。

(自書) _____

就労証明書

大衡村長 殿

年 月 日

証 明 日 年 月 日

所 在 地

事 業 所 名

代 表 者 名

担 当 者 名

電 話 番 号

以下のとおり勤務していることを証明します。

就労者	住 所	大衡村
	氏 名	
就労年月日		年 月 日
雇用形態		☐ 正規雇用 ☐ 非正規雇用（雇用期間 ～ ） ☐ その他（ ）

大衡村指令第 号
年 月 日

様

大衡村長

大衡村奨学金返還支援補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大衡村奨学金返還支援補助金については、下記のとおり決定しましたので、大衡村奨学金返還支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助金を交付します。

交付決定額 金 _____ 円

- 2 補助金を交付しません。

（理由）

年 月 日

大衡村長 殿

（申請者） 住 所 大衡村

氏 名

大衡村奨学金返還支援補助金交付請求書

年 月 日付け指令第 号で交付決定通知を受けた大衡村奨学金返還支援補助金について、大衡村奨学金返還支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込口座

金融機関名	☐ 銀行 ☐ 農業協同組合 ☐ 信用組合 ☐ 信用金庫 ☐ 労働金庫	☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 支所 ☐ 出張所
口座の種別	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他	
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義人		

※口座名義人は、請求書と同一にしてください。